

社援協発 1212 第 2 号
令和 6 年 12 月 12 日

各 都道府県
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
（ 公 印 省 略 ）

デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る
共済契約を行う組合の掲げる勧誘方針の掲示方法の変更について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、代表的なアナログ規制 7 項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められているところ、今般、これを踏まえ、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 350 号）及び金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 102 号）が公布され、本月 15 日から施行される。

当該法令の改正内容並びに消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）における運用の変更及び留意点については下記のとおりであるので、貴管内の組合に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、改正省令等の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言である。

【参考】

- ・「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/cb5865d2-8031-4595-8930-8761fb6bbe10/e3650360/20220603_meeting_administrative_research_outline_07.pdf

- ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/fedb5d96/20220607_policies_priority_outline_15.pdf

記

1 改正の趣旨及び内容

(1) インターネットを用いた勧誘方針の公表義務

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成 12 年法律第 101 号。以下「金サ法」という。）第 10 条第 3 項の規定により、金融商品販売業者等は、金融商品に係る勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法によってそれを公表しなければならないこととされており、同規定の委任を受けた金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 484 号。以下「金サ法施行令」という。）第 14 条において、公表方法を規定している。

具体的には、現行の金サ法施行令第 14 条第 2 号において、金融商品販売業者等がインターネットにより金融商品の販売等を行う場合にのみ、インターネットを用いた勧誘方針の公表を義務付けているところ、今般、政府全体としてのデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る対応として、改正後の金サ法施行令第 14 条第 3 号において、金融商品販売業者等がインターネットにより金融商品の販売等を行うか否かにかかわらず、原則として、インターネットを用いた勧誘方針の公表が義務づけられた。

なお、「インターネットを用いた勧誘方針の公表」とは、当該金融商品販売業者等のウェブサイトに掲載する方法をいう。（金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 102 号）第 1 条）

(2) インターネットを用いた勧誘方針の公表義務の適用除外基準

(1) のとおり、金融商品販売業者等による勧誘方針の公表方法について、インターネットを用いることが義務付けられる一方で、インターネット公表に対応する環境が整っていない小規模事業者等への不相当な負担を避ける観点から、改正後の金サ法施行令第 14 条第 3 号及び金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表の方法に関する内閣府令第 2 条の規定により、

- 常時使用する従業員（※）が 20 人以下である場合 又は
- ウェブサイト（当該金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に関して広告をするものに限る。）がない場合

であって、

- 金融商品販売業者等が、電子情報処理組織を使用する方法により金融商品の販売等（その本店若しくは主たる事務所又は営業所等に現にいる顧客に対して行うものを除く。）を行わない場合

については、当該義務の適用を除外されることとなった。

（※）「常時使用する従業員」とは、組合に所属する金融商品の販売等に関する業務に従事する従業員及びその他の業務に従事する従業員も含めた、全ての従業員の数をいう。

2 組合における取扱い

消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 10 条第 4 号に規定する事業を行う組合（以下「共済事業を行う組合」という。）が締結する共済契約は、金サ法における「金融商品の

販売」に当たる。(金サ法第3条第4号、金サ法施行令第4条)

このため、共済事業を行う組合は、金サ法第3条第3項に規定する「金融商品販売業者等」であり、下記1の改正に伴う義務を負うものである。

3 留意事項

- ・ インターネットを用いた勧誘方針の公表義務の適用除外について、改正後の金サ法施行令第14条第3号イに規定する小規模事業者等に該当する場合であっても、現にインターネットにより金融商品販売を行っている組合については、原則どおりインターネットを用いた勧誘方針の公表義務があることに留意すること。
- ・ ウェブサイトへの掲載方法について、詳細な要件（サイト上の掲載箇所・フォント等の指定等）は定められていないが、インターネットによる閲覧等を可能とし、時間や場所を問わず必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図るという法令の改正趣旨を踏まえ、共済事業を行う組合においては、利用者がアクセスしやすく、分かりやすい情報提供が行われるよう努めること。